

「第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画」（素案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

平成24年2月8日（水）～2月29日（水）

(2) 意見の応募者数・件数

4名（14件）

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数	0	2	2	0	0	4

(4) 項目別の内訳

No.	項目	計
1	入所施設から地域生活への移行について	1件
2	指定障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保の方策について	5件
3	地域生活支援事業について	6件
4	その他	2件
	合計	14件

2 意見の概要と市の考え方

(1) 入所施設から地域生活への移行について（1件）

（第4章）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	・地域移行の数値目標を上げていくためには、障がい者が地域で暮らせるよう、たくさんの支援者が連携し、支援を繋いでいくことが必要。また、地域移行した障がい者が人間らしい生活（仕事や日中活動、余暇等）を送れているかを確認する体制があればいいと思う。	【計画に記載済】※カッコ内は、素案のページ番号 ・平成24年4月から地域移行者に対する常時の連絡体制の確保、居宅への訪問等を行う「地域定着支援」サービスが開始されます。これを踏まえ、「地域生活移行の促進」の取組において、地域生活を支援する仕組みや制度の検討を行うことを盛り込んだところであり、今後は、相談支援事業者等の関係機関と連携し、適切な支援を行ってまいります。（P29の2の(4)）

(2) 指定障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保の方策について（5件）

（第5章）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	・相談支援体制の充実をめざしながら、障害者自立支援法には身体障害者福祉法の身体障がい者相談員や知的障害者福祉法の知的障がい者相談員の役割が一切触れられて	【計画に記載済】 ・御指摘の身体障がい者相談員・知的障がい者相談員については、総合的な相談支援体制の構築と併せて、地域における重要な

	いないが、サービスの円滑な利用のために両相談員についても触れるべきである。	役割を果たしていくと認識しておりますことから、「相談支援体制の充実強化」の取組において、「身体障がい者相談員・知的障がい者相談員による相談援助」を盛り込んでおります。(P29の2の(2))
2	・短期入所は、入所待ちで利用されていることが多く、利用できる場所が少ない。 (特に障がい児)	<b>【計画に記載済】</b> ・短期入所等の障がい福祉サービス事業のより一層の充足を図るため、国庫補助等を活用しながら、事業所の基盤整備に努める旨を記載しております。(P29の2の(3)) なお、平成26年度における短期入所サービスの見込み量は、2期計画実績の1.3倍増の一月あたり124人を見込み、その確保に努めてまいります。(P26の1の(2)の⑧)
3	・行動援護事業所のヘルパーが少ない。利用したくてもできない状況にせまられる。	<b>【計画に記載済】</b> ・障がい者の地域生活を支援するため、訪問系サービスを必要とするすべての障がい者が利用できるよう、サービスの確保に努めてまいります。なお、平成26年度における行動援護を含む訪問系サービスの見込み量は、2期計画実績の1.7倍増の一月あたり706人を見込み、その確保に努めてまいります。(P24の1の(1))
4	・生活介護には、働く時間のある介護支援も必要。どんな人も仕事をする時間をもてる生活リズムであってほしい。	<b>【参考】</b> ・生活介護サービス事業所では、生産活動の機会の提供を実施しているところもありますが、御指摘の支援内容につきましては、適宜、事業所と協議しながら、利用者ニーズを踏まえ、サービスの支援内容の充実に努めてまいります。(関連P24の1の(2)の①)
5	・グループホームの世話人の質を向上してほしい。専門的な資格を持つ人であるべき。	<b>【参考】</b> ・御指摘のグループホームにおける世話人の質の向上につきましては、事業所内研修や外部研修等を通じた質の向上策が考えられますことから、事業所の実施状況を踏まえ、グループホーム従事者の質の向上について、事業所と連携しながら、サービスの充実に努めてまいります。(関連P29の2の(4))

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>・相談支援を必要としている人は増加しており、相談できる場所、人が不足している。当事者だけでなく家族の状況も含めた相談支援が障がい児者を抱える家族に周知され、気軽に相談できる、支援につながりやすい環境になってほしい。まだまだ相談の仕方がわからなくて困っている家族がいる状況です。相談支援体制の強化（増加）をお願いします。</p>	<p><b>【計画に記載済】</b></p> <p>・障がい者やその家族が日々抱えるニーズや課題にきめ細かく対応し、必要なサービスに繋げていく上で、相談支援は重要であります。このため、いつでも身近な場所で相談が受けられるよう、引き続き、市内7か所に設置している障がい者生活支援センターの周知を含め、関係機関と連携を図ってまいります。計画においては、基幹相談支援センターの設置や、同センターを中心とした相談支援体制の整備を盛り込んだところです。（P29の2の(2)）</p>
2	<p>・障がい者自立支援協議会がどのような機能を果たし、情報共有されているのか。また、どのような関係機関が連携してどのような体制が作られるのか、誰にでもわかるようになればいいと思う。</p>	<p><b>【一部計画に記載済、一部参考】</b></p> <p>・障がい者自立支援協議会は、障がい者や保護者の団体の代表者が委員になっており、地域における障がい福祉に関する関係者による連携や支援体制に関する協議を行っているところであります。今後も、様々なニーズに適切に対応できるよう、機能強化に努め、活動内容を積極的にPRしてまいります。（P37の3の(1)）</p>
3	<p>・自立支援協議会に全相談支援事業所を入れて、支援が困難な事例の勉強会を行い、レベルアップを図ってください。</p>	<p><b>【参考】</b></p> <p>・現在、市では市内全相談支援事業所の相談支援専門員をメンバーとする障がい者自立支援協議会「相談支援部会」において、各種ケース検討や相談支援ガイドラインの作成を進めてまいりました。今後も、引き続き各種ケース検討を進めながら、総合的な相談支援体制のあり方について、定期的に議論してまいります。（P11の3の(1)）</p>
4	<p>・日中一時支援事業所で、発作や問題行動のある子は契約できないことがある。施設により利用を断られるのは、ショックである。</p>	<p><b>【計画に記載済】</b></p> <p>・日中一時支援事業につきましては、利用者の様々なニーズに応えられるよう、事業者と連携しながら、サービスの充実に努めてまいります。（P37の3の(4)）</p>
5	<p>・障がい者のピアカウンセリング講座を行ってみてはいかがか。</p>	<p><b>【計画に記載済】</b></p> <p>・障がい者の自立した地域生活を支えるには、障がい者同士によるピアサポートも大切であり、その自主的な活動を支援していくことは相談支援の実施にあたって、有効な取組の一つであると考えられます。御指</p>

		<p>摘のピアカウンセリング講座につきましては、団体等におけるピアサポート等の活動事例も見受けられますことから、今後は連携を図りながら、活用に努めてまいります。</p> <p>(P29の2の(2))</p>
6	<p>・障がい者自立支援協議会にも障がい当事者を半数入れ、年に複数回の会議を開催してほしい。</p>	<p><b>【参考】</b></p> <p>・現在、障がい者自立支援協議会は、障がい者や保護者の団体の代表者、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、学識経験者等で構成されております。今年度においては、全体会を2回、相談支援部会を11回、就労支援部会を2回開催いたしました。今後とも、関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた協議を行ってまいります。</p>

(4) その他（2件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>・「栃木県障害福祉計画」の宇都宮障害保健福祉圏域の各種手帳交付者数 (P. 22) と「第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画」の本市の障がい者手帳所持者の状況 (P. 41) の手帳交付者または所持者の人数が、身体障がい者手帳と精神障がい者保健福祉手帳で差が見られる。確認して統一すべき。</p>	<p><b>【計画に反映】</b></p> <p>・身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数については、県と本市において、数値を把握した時点が異なり、数値に差がありましたので、栃木県障害福祉計画との整合を図ります。(P41～P46)</p>
2	<p>・計画では、当事者の意見をどのように吸い上げたのか、見えてこない。</p>	<p><b>【計画に記載済】</b></p> <p>・計画の策定過程では、障がい福祉サービスの利用者及び提供事業者へのニーズ調査を実施するとともに、障がい者団体等へのヒアリング、さらに、社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や障がい者自立支援協議会における関係団体の代表や当事者等からの御意見を計画に反映してきたところがあります。</p> <p>(P17, P51, P52)</p>